

専門分科会設置に伴う要綱等の改正について

地域福祉課福祉監査担当

1 改正理由

「長野県福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「旧委員会」という）を廃止し、新たに「長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会」（以下「分科会」という）を設置したことに伴い、関連する以下の要綱等を改正します。

2 改正内容

別添の新旧対照表（資料2-1～資料2-6）のとおり、下記の要綱等に規定されている旧委員会の名称を、分科会に改正する。

- 資料2-1 「長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱」
- 資料2-2 「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領」
- 資料2-3 「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則」
- 資料2-4 「長野県福祉サービス第三者評価調査者名簿掲載要領」
- 資料2-5 「長野県福祉サービス第三者評価事業苦情対応要領」
- 資料2-6 「長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領」

2 改正期日

令和元年11月1日